

◆◆市民後見人◆◆

(司法書士法人 芝トラスト 司法書士 宮本 敏行)

平成 12 年 4 月 1 日から新成年後見制度がスタートして 10 年以上が経ちました。後見人のなり手としては、スタート当初はその 9 割以上を親・子・配偶者等の親族が、残りの 1 割弱の殆どを弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職が担当していました。

現在はと言うと、親族の方たちの割合は 65 パーセントを割り、弁護士等の専門職後見人も報酬等の問題で思ったほどの伸びを見せていません。

そこに登場してきたのが「市民後見人」です。後見人になるための資格には特に制限がなく、未成年者または破産者でなければよいとなっていることもあって、「市民後見人」は「一般市民が研修等により後見活動に必要な法律・福祉の知識や実務対応能力を備え、社会貢献として自発的に本人の利益のため誠実に諸活動を行う者」と考えられています。

超高齢化社会の中で、この成年後見制度の対象者は、今後 30 年は増加する一方、成年後見人のなり手は核家族化・少子化等で減少することは確実と言えます。

例えば団塊の世代の方たちが、今までの仕事を通して得た経験と知識に加え「役に立ちたい」という思いをもってしっかりと研修を受け、後見人としてやるべきことや姿勢を確認し倫理を身につけていただくなれば、世代間扶助の精神に貫かれた社会の実現に寄与するものと思われれます。研修を終了すれば必ず後見人になれるというわけではありませんが、関心のある方は、市区町村の社会福祉協議会等に問い合わせをして、市民後見人養成講座へ参加してみても如何でしょうか。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp